

UCコーポレートカード会員規約・カード使用者規約（会社主債務用）（新旧対照表）

改定前	改定後
≪一般条項≫	
第11条（退会及びカードの利用停止と返却）	第11条（退会及びカードの利用停止と返却）
2.法人会員又はカード使用者のいずれかが、次の各号の一つにでも該当した場合、その他当社が法人会員、カード利用単位、又はカード使用者として不適当と認めた場合は、当社は何らの通知・催告を要せずして、全部もしくは一部のカード及び付帯サービスの使用停止、法人会員の資格を取消しすることができ、特定のカード利用単位の廃止、又は特定のカード使用者の資格取消をすることができ、これらの措置とともに加盟店等に当該カードの無効を通知することがあります。 (イ)カードのお申込みもしくはその他の当社へのお申込み、申告、届出などで虚偽の申告をした場合。 (ロ)本規約のいずれかに違反した場合。 (ハ)法人会員が当社に対する支払債務又は当社が保証している債務の履行を怠った場合。 (ニ)信用情報機関の情報により、法人会員の信用状態が著しく悪化し、又は悪化のおそれがあると当社が判断した場合。 (ホ)第22条第4項に定める換金を目的とした利用等、カードの利用状況が適当でないとき当社が認めた場合、又は第29条第1項に定めるキャッシングサービス、暗証番号を利用するサービス、その他のカードに関するサービスのご利用状況が社会通念に照らし容認できない等、カード利用について当社との信頼関係が維持できなくなった場合。 (ヘ)第8条第1項に定める口座振替手続きのために有効な金融機関口座の届出がない場合。 (ト)第13条第1項又は第2項各号のいずれかに該当した場合。 (チ) 第16条第1項に違反したことなどにより、当社から法人会員への連絡が不可能であると当社が判断した場合。 (リ)法人会員が当社と締結した各種取引において、期限の利益を喪失した場合。 (ヌ)第18条の2第1項に規定する暴力団員等であることが判明した場合。 (ル)第18条の2第2項に記載する行為を行った場合。 (ヲ)第18条の2第3項に基づいて求めた報告を合理的な期間内に提出しない場合。 (ワ)カード使用者が日本国内に連絡先を有さなくなり、当社からカード使用者への連絡が困難と判断した場合。 (カ)カード使用者が死亡した場合。 (コ)カード使用者が出入国管理及び難民認定法に基づく在留資格を有する外国人の場合で、その在留資格を喪失又は在留資格の確認ができない場合。	2.法人会員またはカード使用者のいずれかが、次の各号の一つにでも該当した場合、その他当社が法人会員、カード利用単位、またはカード使用者として不適当と認めた場合は、当社は何らの通知・催告を要せずして、全部もしくは一部のカード及び付帯サービスの使用停止、法人会員の資格を取消しすることができ、特定のカード利用単位の廃止、または特定のカード使用者の資格取消をすることができ、これらの措置とともに加盟店等に当該カードの無効を通知することがあります。 (イ)カードのお申込みもしくはその他の当社へのお申込み、申告、届出などで虚偽の申告をした場合。 (ロ)本規約のいずれかに違反した場合。 (ハ)法人会員が当社に対する支払債務または当社が保証している債務の履行を怠った場合。 (ニ)信用情報機関の情報により、法人会員の信用状態が著しく悪化し、または悪化のおそれがあると当社が判断した場合。 (ホ)第22条第4項に定める換金を目的とした利用等、カードの利用状況が適当でないとき当社が認めた場合、または第29条第1項に定めるキャッシングサービス、暗証番号を利用するサービス、その他のカードに関するサービスのご利用状況が社会通念に照らし容認できない等、カード利用について当社との信頼関係が維持できなくなった場合。 (ヘ)第8条第1項に定める口座振替手続きのために有効な金融機関口座の届出がない場合。 (ト)第13条第1項または第2項各号のいずれかに該当した場合。 (チ) 第16条第1項に違反したことなどにより、当社から法人会員への連絡が不可能であると当社が判断した場合。 (リ)法人会員が当社と締結した各種取引において、期限の利益を喪失した場合。 (ヌ)第18条第5項に記載する行為を行った場合。 (ル)第18条の2第1項に規定する暴力団員等であることが判明した場合。 (ヲ)第18条の2第2項に記載する行為を行った場合。 (ワ)第18条の2第3項に基づいて求めた報告を合理的な期間内に提出しない場合。 (カ)カード使用者が日本国内に連絡先を有さなくなり、当社からカード使用者への連絡が困難と判断した場合。 (コ)カード使用者が死亡した場合。 (タ)カード使用者が出入国管理及び難民認定法に基づく在留資格を有する外国人の場合で、その在留資格を喪失または在留資格の確認ができない場合。
第18条（その他承諾事項）	第18条（その他承諾事項）
—	5. 法人会員またはカード使用者は、自らまたは第三者を利用して、当社または当社委託先の役員員・従業員等（派遣社員を含み、以下「従業員等」といいます。）に対し、次の各号に掲げる行為その他従業員等の安全や精神衛生等をおそれるおそれのある行為を行ってはならないものとします。 (イ)暴力、威嚇、脅迫、強要等 (ロ)暴言、性的な言動、誹謗中傷その他の他人格を攻撃する言動 (ハ)人種、民族、門地、職業その他の事項に関する差別的言動 (ニ)長時間にわたる拘束、執拗な問い合わせ (ホ)金品の要求、特別対応の要求、実現不可能な要求、その他内容もしくは態様が社会通念に照らして著しく不相当と当社が認めた要求等
個人情報の取扱い（収集・保有・利用・提供）に関する同意条項	
第9条（条項の変更）お問い合わせ事項	第9条（条項の変更）お問い合わせ事項
・個人情報の開示・訂正・削除、（第4条）その他当社が保有する個人情報について ・支払停止の抗弁に関する書面（会員規約第26条第4項）について ・当社及び加盟店の営業案内等、広告宣伝印刷物の中止（第2条）について ・その他本規約全般について	・個人情報の開示・訂正・削除、（第5条）その他当社が保有する個人情報について ・当社および加盟店の営業案内等、広告宣伝印刷物の中止（第2条）について ・その他本規約全般について

下線、主たる変更箇所